

埼玉県立熊谷図書館ビジネス支援サービス活用事例募集要項

令和6年10月3日決裁

(趣旨)

第1条 県内図書館のビジネス支援サービスの利用拡大に資するため、埼玉県立図書館（以下、「県立図書館」という。）の資料やサービスを活用し事業を営んでいる経営者等から、図書館活用及び新たなビジネスアイデアを喚起するエピソードを募集し、その図書館活用方法を展示・発信する。

(募集条件)

第2条 次のすべてに該当する経営者等のエピソードとする。

- 一 県内在住
- 二 県立図書館のデータベース、資料の貸出、創業支援の相談会や講座及びビジネス支援室のレファレンス・サービス等を利用したことがある

(採用条件等)

第3条 エピソード提供者（以下、「提供者」という。）は、県立図書館の資料又はサービスの活用方法を広く一般に発信する活動に無償で協力するものとする。ただし、政治活動、宗教活動を目的とするもののほか県立図書館での広報に適さないと認められる場合は採用しない。

2 採用は経営者等からの応募に基づき実施するものとする。

(募集期間等)

第4条 年度ごとに行う。

(採用方法)

第5条 提供者は、審査を経て、館長が決定する。

2 審査は、ビジネス・産業支援担当リーダー、ビジネス・産業支援担当を所管するグループリーダー、総務・システム管理担当を所管するグループリーダー及び副館長が書類により行う。

(広報活動)

第6条 県立図書館は、提供者の県立図書館の活用方法を次のいずれかで広報する。

- 一 図書館ウェブサイト
- 二 デジタルサイネージ
- 三 ロビー展示
- 四 ビジネス支援室ミニ展示
- 五 その他の方法による情報発信

2 県立図書館は第1項による掲載内容に明らかな誤り又は不適切な表現があると認められる場合は、提供者の同意を得ずに修正または削除することができる。

3 図書館ウェブサイト及びデジタルサイネージへの掲載期間は、掲載の日から3年間とする。

(個人情報の取り扱い)

第7条 提供者から取得した個人情報については、審査及び広報活動のために使用し、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令に基づき、適正に管理する。

2 提供者から取得した第三者に係る個人情報について第三者から申し立てがあった場合は、当該提供者

が対応するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年10月3日から施行する。